

フランス語から日本語への翻訳出版に対する、出版社への助成金

概要

- ◇ 誰が応募できる？→著作権エージェント、フランス側出版社を経由
- ◇ 助成金を受け取るのは？→フランス側出版社を経由して日本の出版社
- ◇ 助成金の額は？→翻訳者への謝礼の上限を 35000€ (約 4540000 円) として計算し、その 40%から 60% (約 180 万円から 272 万円) が支給される

※ 1€を 129 円で換算した場合

【目的】

フランス語で書かれた作品の日本語への翻訳に対する出版社への助成金の目的は、文学・科学分野の多様性の象徴であるフランス語作品、あるいはフランスの言語で書かれた著作物を、良質な翻訳で世界の読者に提供することにある。

具体的には、可能な限り多数の読者の手に届くような出版を行うために、経済的リスクを取る出版社を支援することである。紙媒体、電子の両形態の作品を対象とする。助成金の申請は、既に著作権を海外に譲渡したフランスの出版社が行うものとする。

【助成金の選考について】

申請できるのは、以下の条件を満たす者とする：

- －国家の法的形態に関わらず、出版活動が社会的目的に基づく組織であること；
- －最低でも一年間の活動履歴があること；
- －これまでに最低でも 3 作品を出版していること；
- －出版物リストが最低でも毎年 1 作品以上のペースで定期的に更新されていること；
- －紙媒体あるいは電子書籍の販売経路をフランス国内に持ち、国際的に少なくとも 20 の書店に安定した販売網を持つこと；
- －販売用のプラットフォームで照会可能なこと；
- －破産手続きの対象となっていないこと；
- －作品の出版に関する法令を遵守していること；

日本の出版社に著作権を譲渡した作品の翻訳権を持つ文学エージェントも申請することができる。該当する作品は、上記の条件を満たす出版社により、フランス語あるいはフランスの言語で既に出版されていること。

#### 翻訳出版の企画

以下の条件を満たす作品が選考対象となる：

- フランス語、あるいはフランスの言語のうちの一言語で出版された作品の日本語への翻訳であること；

- CNL にこれまでに応募していないこと；

- 選考の時点で出版されていないこと；

- CNL が支援する文学分野の作品で、下記の分野以外の作品であること；

◇ 実用書、ガイド本、地図；

◇ 教科書、教材；

◇ 大学出版（学会の記録、博士論文、教科書、報告書、専門家以外の一般読者を対象としない出版物）

◇ 技術、職業専門書、法律書；

◇ 現代美術；

◇ ゲーム本、

◇ ジャーナリストによるインタビューの類；

◇ カタログ、出版物一覧、名簿、パンフレット、チラシ類；

◇ 辞書、百科事典；

◇ オペラ曲目、楽譜；

◇ 宗教書、護教的な出版物；

◇ 秘教の書物；

- バンドデシネと児童書を除いて、イラストに対するテキストの割合が少なくとも 50%以上あること；

- フランス語、あるいはフランスの一言語からの翻訳であり他言語からの転訳でないこと；

- 著作権が消滅した作品でないこと；

- 少なくとも 500 部（詩や演劇の場合には 300 部）以上の出版物であること。電子書籍の場合には、独立系書店の E-コマースでアクセス可能なこと。

- 自費出版による作品でないこと；

- 審査委員会が検討する時点で、著作権譲渡の契約が承諾の段階にあること；

- 翻訳出版の契約が法的経済的に適格であること；

日本の出版社もフランスの一社、あるいは数社の仲介を通して申請することができる。フランス語から日本語への翻訳出版の場合、一つの著作権、一回の審査につき 10 点の契約を上限として応募できる。

## 【申請書類】

### 必要書類

CNL への応募書類の提出は、助成金電子申請サイトより行うこと。申請者は、サイトに掲載されている書類と、CNL 局長が必要と判断する全ての書類をサイトより提出のこと。

### 書類提出の期限

助成金の審査委員会は年に数回開かれ、日程は CNL のサイトに記載される。

## 【書類審査のプロセス】

応募期限内に提出され、応募資格を満たす書類のみが、審査委員会で検討される。応募書類は、少なくとも審査委員の一通の意見書を添えて審査委員会で諮られ、合議の後、特に CNL の予算と応募の状況に照らして判断される。

### 審査基準

応募書類は次の基準で審査される；

- 原作の作品としての質；
- 翻訳の妥当性、
- 出版企画の困難さ；
- 翻訳見本の質；
- 日本の出版社の編集方針、フランス出版社に対する仕事の真剣さ；
- 出版社の商業的リスク、同じ著者の既に訳されている作品があれば、その販売状況；
- 予定部数；
- 前払い金の金額；
- 日本の市場価格に照らした、翻訳者への謝礼の額；
- 在日フランス大使館文化部の意見；
- これまでに他の助成金を受給しているか；

その他審査の判断基準として、フランス国内、海外での CNL の活動の地理的、言語的な優先地域がある場合、省庁、省庁横断的な優先国がある場合に、考慮される場合がある。

### 助成金の支給可能金額

助成金の金額は、翻訳料の上限を 35000€として算定される。CNL の審査に通った作品への支給額は、翻訳にかかる費用の 40%から 60%とする。CNL が主催、あるいは共催するフランス国内、国際的な規模のイベントに関連する企画、あるいは省庁、超省庁の優先的な企画の場合、CNL の局長の決定の下で例外的に 70%まで支給額が上がることもある。

フランス語作品の日本語への翻訳に対する助成金の最低額は 500€とする。

同じ作品に対して他の機関からも助成金が支給される場合、助成金の額は変更される。

## 【助成金の支給】

審査委員会の意見を受けて、助成金の支給の許諾、拒否、例外的に延期について、CNL 局長が決定する。

## 【助成金の有効期間】

有効期間

助成金の有効期間は、決定がなされた日、場合によっては CNL との契約書にサインがされた日から起算して 2 年間とする。

有効期間の延長

助成金の有効期間の延長を希望する書簡を配達記録郵便で CNL 局長宛を送った場合、最長一年間の期間延長が認められる場合がある。

## 【助成金支給前の受給者の義務】

助成金を受給した出版社は、CNL のロゴを CNL のサイトに記載の規定を遵守の上、表紙の第 4 頁に記載する義務がある。もしロゴを記載しなかった場合、C 一年間助成金の受給資格を失う。

翻訳作品が出版された際には、助成金承認日から 30 日以内に、CNL に出版物を一部送付、電子書籍の場合にはリンクとアクセスコード、さらに翻訳者の署名入りの支払い証明書を送付しなければならない。上記の証拠書類を、30 日以内の期限を過ぎて送った場合、CNL 局長が例外的に認めた場合以外は、助成金は支給されない。

もし翻訳者への謝礼の額が当初の予定額より 10% 以下に下回った場合には、助成金の額も相応に減額される。

助成金の有効期間以内に、出版されなかった場合、助成金は支給されない。

## 【助成金支給の規定】

助成金は翻訳が出版された際、一回払いされる。

助成金は、フランスの出版社、あるいは申請書類を作成した文学エージェントに支給される。それを日本の出版社に支給すること。例外的に助成金は直接海外の出版社に支給される。

助成金を申請する際に提出する書類

申請者は下記書類の電子版を、CNL の応募サイトから提出すること。

- 翻訳者の経歴書（フランス語）
- 著作権譲渡契約書、日付と両者の署名とアドバンスの金額を明記のこと。
- 販売網に関する詳細な情報、最低でも販売カタログを配布する書店のリスト。

- 海外の出版社についてのフランス語での紹介とサイトへのリンク；
- 翻訳者のこれまでの翻訳書リスト（3頁以内）
- 任意で抄訳（電子版）
- 出版される国で有効な翻訳契約書（日付と署名入り）を次の点に関するフランス語訳を付けて：作品のタイトル、著者名、翻訳出版の予定日、翻訳者の謝礼と形式、署名
- 出版後に、翻訳者への支払い証明を CNL に送付のこと。契約書に記載の金額が支払われた証明（雛型がサイトに掲載）。

全ての申請者は必ず、下記書類を郵送すること；

- 作品の全体のテキストを2部
- 翻訳全体の20%（最大30頁）の抄訳（翻訳者の氏名は記載しないこと）
- 抄訳に該当する部分のフランス語原文テキスト